

みなし贈与について

## 2つの「みなし贈与」

- 保険契約や定期金契約の仕組み上発生するもの
- 著しい低い対価で財産を譲渡するか、著しい低い対価で債務を免除・引受・弁済
  - 上記は自社株の移動(移転)で発生することがある。

# 保険契約・定期金契約でのみなし贈与

- 右の例では母の受取る死亡保険金は贈与となる
  - 実務では祖父の保険料(A)父の保険料(B)なら
  - 保険金 $\times A/(A+B)$ が贈与、保険金 $\times B/(A+B)$ 相続税
  - 保険金受取人と保険料支払いが違くと贈与
  - ただし保険料支払い者が被相続人なら相続

- 保険料負担者: 祖父
- 契約者: 父
- 被保険者: 父(死亡)
- 受取人: 母

- 右の定期金契約の事例でも定期金は贈与となる
  - この場合は全額定期金は贈与
  - 途中から保険料を母が支払い、母の負担A 父B
  - 定期金の贈与は定期金の権利  $\times A/(A+B)$

- 保険料負担者: 父
- 契約者: 父
- 定期金受取人: 母

# 低廉による贈与

## 相続税法第七条

- 財産の譲渡を受ける時に「著しく低い対価」である場合にその差額に対して「贈与があったものとみなす」
- 基準になる価額が市場のあるものであれば、その価格と財産が類似している事を立証すれば良い
- 市場がない場合が問題で、合理的に説明できる証憑が必要
- 譲渡を受ける物が、資力を喪失し債務の弁済が困難であるときはこの限りではない

## 相続税法第八条

- 対価を支払わないで、又は著しく低い対価で「債務の免除・引受・弁済」で利益を受けた場合は、その利益によって軽減された債務分の贈与があったとして課税される。
- 利益を得たものが資力を喪失し債務の弁済が困難であるときはこの限りではない
- この課税は、Debt Equity Swapを実行する際に問題になる。
  
- 事業承継で対策を考える上で、このような法律が障害になりやすいので十分考慮する必要がある。